

令和2年度 北海道地域年金展開事業にかかる取組概況

令和3年2月12日
札幌西地域代表年金事務所
地域調整課

【目 次】

I. はじめに	P 1
II. 地域年金展開事業の概要	P 2～3
III. 事業実施状況	P 4～5
IV. 新たなビジネスモデルへの取組	P 6
V. 令和3年度の事業取組		
1. 地域連携事業	P 8
2. 年金セミナー事業	P 9～10
3. 地域相談事業	P 11
4. 年金委員活動支援事業	P 11～12
5. 地域年金事業運営調整会議	P 12

I. はじめに

地域年金事業運営調整会議委員の皆様におかれましては、日頃より、公的年金事業の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

公的年金制度の運営にあたる日本年金機構は、地域、教育、企業の中での年金制度の周知、理解、支援のネットワークの再生・再構築が喫緊の課題であり、年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結び付けるため、それぞれの地域に根ざした「地域年金展開事業」を実施しているところです。

令和2年度上期においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、対面での地域年金展開事業を原則中止といたしました。

下期においても、コロナ禍を踏まえ、引き続き原則中止としていることから、この度の第17回地域年金事業運営調整会議においても書面による開催とさせていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会・経済に極めて大きな影響を与え、日本社会やライフスタイルが急速に非対面型のビジネス環境に転換しております。

地域年金展開事業においても、従来の対面型ビジネスモデルから、非対面型へとシフトし、インターネットを活用したオンライン環境下でのビジネスモデルを構築することが今後の大きな課題であると考えております。

新たなビジネスモデルの実現に向け、委員の皆様の忌憚無きご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

札幌西地域代表年金事務所長
鳥井 裕文

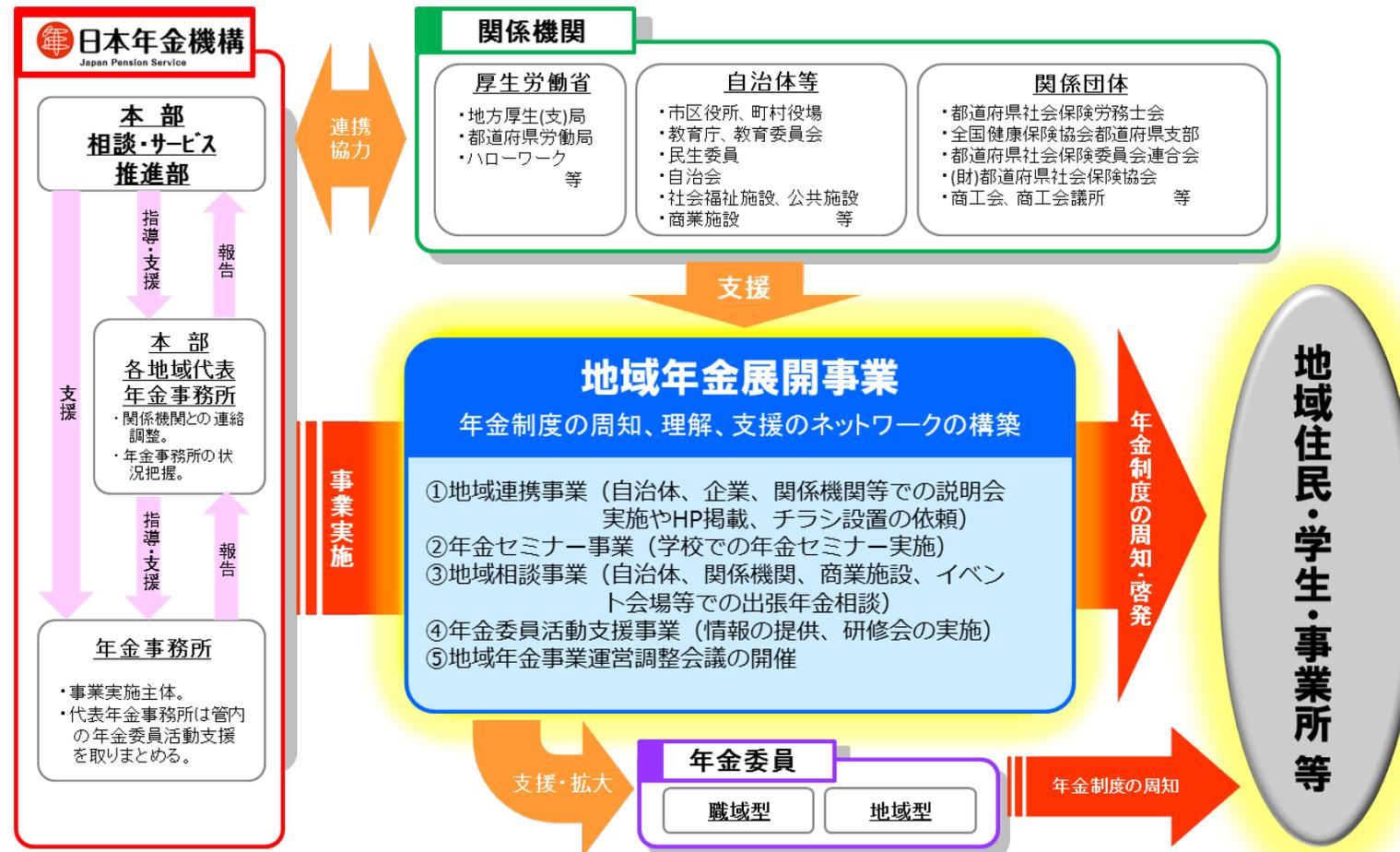
II. 地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業とは…

地域年金展開事業は国民年金及び厚生年金の適用や収納、給付、年金相談といった基幹業務における基盤となる事業と位置付け、公的年金制度への理解促進と普及活動のため、取組を進めています。

「地域年金展開事業」は、全国の年金事務所が主体となり、学校や都道府県・市区町村の教育委員会などの関係機関と連携・協力のもと、地域に根ざした活動を行っています。

【参考】地域年金展開事業の概要図（イメージ）



II. 地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業の主な取組

- ◆ 公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納の向上等のため、関係機関との連携協力のもと『年金制度説明会』や『年金セミナー』、『出張年金相談』等を実施します。
- ◆ また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる『地域年金事業運営調整会議』を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。
市区役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配付の依頼等。

年金セミナー事業

職員が、大学や短大、専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。
大学での年金相談や学生納付特例制度の申請窓口の開設や、パンフレットの掲示や設置、配付の依頼等。

地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民や利便性などのニーズに応えるため、市区役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

年金委員活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシ等、活動に役立つ情報を提供。

地域年金事業運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発等についての検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関等を委員として都道府県単位の設置。

Ⅲ. 事業実施状況

令和2年度の事業実施状況

令和2年度においては、地域年金展開事業の要である対面での年金制度説明会、年金セミナーについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、原則中止といたしました。

ただし、お客様からの要望があった場合に限り、感染防止対策が徹底されていることを確認し、対面により実施しました。

本来、地域年金展開事業は、お客様と直接向き合い、しっかりと説明を行うことで、より年金制度への理解を深めていただくことが目的です。

一方で、コロナ禍の時世により、集合及び対面での説明会や年金セミナーを主体的に実施出来なかったことから、令和元年度に比べ事業全般が大きく停滞しました。

【事業実施状況】

事業名	令和2年度における主な取組状況	令和元年度 実施状況 (4~12月)	令和2年度 実施状況 (4~12月)	差
地域連携事業	【ハローワークでの制度説明会】 原則中止としていましたが、ハローワークから要望があった場合に限り、離職者を対象とした国民年金の加入手続きや免除制度の説明会を実施しました。	613回	56回	▲557回
	【ハローワーク以外での制度説明会】 適用事業所や市区町村から要望があった場合に限り、手続き方法や制度改正にかかる説明会を実施しました。	175回	36回	▲139回
年金セミナー事業	【対面による年金セミナー】 主に新型コロナウイルスの感染状況が比較的落ちついている地域において、学校からの要望に応じ実施しました。	160回	39回	▲121回
	【非対面による年金セミナー】 令和2年11月から、新たにDVD視聴形式や教育機関の設備を利用した非対面型の年金セミナーを実施しました。	—	29回	29回
	【全道教育機関への開催要請及び協力依頼】 全道約500校の教育機関に対し、令和2年6月及び11月に北海道厚生局長と札幌西地域代表年金事務所長の連名による開催要請文書を送付しました。	2回	2回	±0回

Ⅲ. 事業実施状況

【事業実施状況】

事業名	令和2年度における主な取組状況	令和元年度 実施状況 (4～12月)	令和2年度 実施状況 (4～12月)	差
地域相談事業	【出張相談】 各地域のコロナ禍の情勢を踏まえ、出張年金相談の実施回数及び方法を見直し、実施しました。	217回	158回	▲59回
年金委員活動 支援事業	【職域型年金委員の委嘱拡大】 全道統一した勧奨方法への見直しを図り（チラシ、カラー封筒、送付時期）、前年度に比べ大幅に委嘱数が純増しました。	(純増数) 19名	(純増数) 118名	(純増数) 99名
	【地域型年金委員の委嘱拡大】 社会保険労務士会及び年金受給者協会の会員に対し、複数回委嘱勧奨を実施した結果、前年度に比べ委嘱数が純増しました。	(純増数) 23名	(純増数) 32名	(純増数) 9名
	【年金委員の活動活性化に向けた取組】 ・「しらかば便り」の発刊 北海道内の年金委員向け情報誌「しらかば便り」を3回発刊しました。職域型については「電子申請」、地域型については「新型コロナウイルス感染症の影響による免除制度の周知」等を依頼する内容を記載しました。 ・全国年金委員研修 例年、年1回東京で集合開催しておりましたが、令和2年度は各年金事務所でテレビ会議システムを利用して実施しました。 ・年金委員表彰式の開催 年金月間である11月に、年金委員として顕著な活動の功績を称え年金委員表彰式を全道各地で行いました。 厚生労働大臣表彰 2名 理事長表彰 10名 理事長表彰 18名	—	—	—
地域年金事業 運営調整会議	令和2年度上期においては中止としました。 下期においては書面開催により実施します。	2回 (6月と2月に開催)	1回 (2月に書面開催)	—

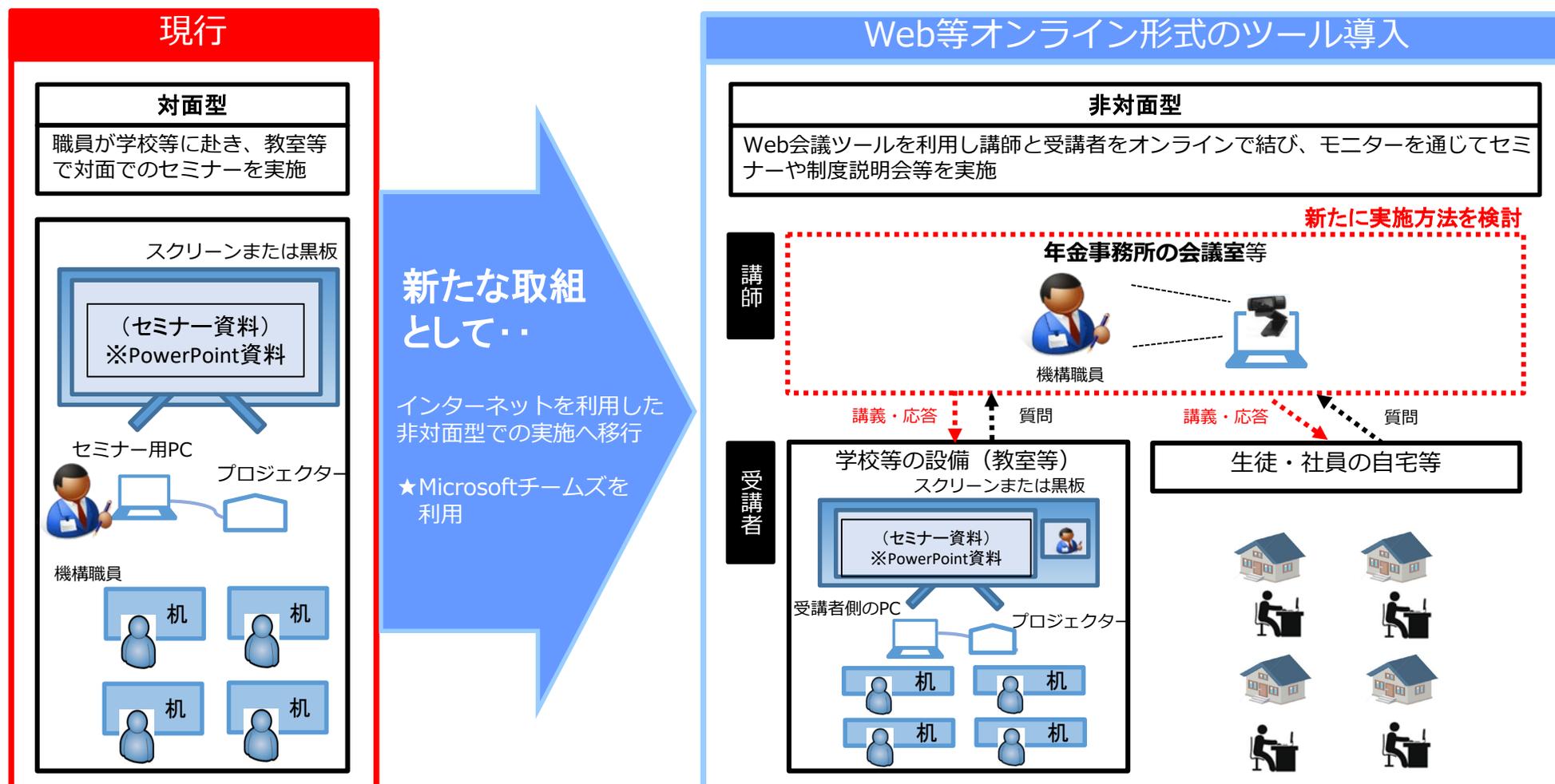
IV. 新たなビジネスモデルへの取組

対面から非対面へのシフト

社会情勢の変化に伴い、対面型の事業形態から非対面型への事業形態へシフトし、必要な地域年金展開事業を実施していく必要があります。

日本年金機構では、新たなビジネスモデルへの取組として、インターネットを活用したWebオンライン形式によるツールを導入し、地域年金展開事業の要である「年金制度説明会」及び「年金セミナー」を実施する予定としています。

使用するWebツールはMicrosoft Teams（チームズ）を使用し、事前に視聴に必要なURLを受講者側のPCにメールで送付します。受講者側はこのソフトがインストールされていなくても、メールに添付されたURLをクリックいただくだけで参加可能です。また、講師と受講者が双方向でやり取り出来ることから、質問に対する応答もその場で可能となります。



V. 令和3年度の事業取組

令和3年度の主な取組

令和3年度の地域年金展開事業は、引き続きコロナ禍の情勢を踏まえ、非対面型での事業を中心に実施します。

実施方針

- 従来対面により実施していた年金制度説明会について、Webオンラインツールを活用した非対面型での実施を進めます。
また、学生を対象とした年金セミナーについては、Webオンラインツール活用のほか、DVDの研修ソフトを配付し視聴いただく方法も更に拡大させます。
- 年金委員（職域型・地域型）の更なる委嘱拡大を目指します。
特に、地域型年金委員の委嘱拡大については、北海道庁及び北海道民生委員児童委員連盟と連携し、民生・児童委員を担っている方々を対象に積極的に勧奨を行います。
また、年金委員活動支援事業の一環である「年金委員研修会」についても、Webオンラインツールを活用した形式を検討します。
- 地域年金事業運営調整会議のあり方を見直します。
これまで一年度中2回（6月・2月）、対面集合により実施していた地域年金事業運営調整会議について、実施時期及び実施回数を見直すと共に、開催形式も社会情勢の変化に応じ、書面やWeb会議形式での開催を検討します。

V. 令和3年度の事業取組

1. 地域連携事業

地域連携事業は正しい年金制度の知識や手続き、制度改正等を市区町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体と連携し、地域に根付いた情報提供活動を実施する取組です。

令和3年度は制度説明会の実施目標を以下のとおり定め、関係機関と連携して実施します。

(1) 自治体（市区町村）に向けた取組

「わたしと年金」エッセイ募集の取組について、応募数の拡大及び幅広い周知を目的として、各自治体に対し、主旨説明及び、ポスター・パンフレットの設置・掲示を依頼します。

(2) 事業所に向けた取組

- ①事業所に勤務する外国人労働者に対する、年金制度の加入方法や国民年金未加入期間の免除制度等に関する説明会を実施します。
- ②主に女性被保険者を対象として、結婚・出産等、女性特有のライフステージの変化に対応した各種社会保険の手続き（産前産後休業期間中の保険料免除、離婚時の年金分割等）に関する制度説明会を実施します。
- ③障害者福祉施設に勤務するケースワーカーを対象として、障害年金制度の説明会を実施します。
- ④届出書の不備返戻を減らすため、社会保険事務担当者に対する事務手続きの説明会を実施します。

ご意見をいただきたい課題…

○外国人の入国者数が減少している中、道内における外国人の雇用実態・生活状況はどのような状況であるか。
また、外国人を雇用している事業所から、説明会等開催の要望はあるものか。

V. 令和3年度の事業取組

2. 年金セミナー事業

年金セミナー事業は、若年層に年金制度を正しく理解していただくこと、また、年金制度が身近で重要な取組であることを学んでいただく、地域年金展開事業の核となる事業です。

令和3年度の年金セミナーは、教育機関側の要望があった場合のみ対面で実施することとし、基本形式は非対面形式での年金セミナーを軸として実施します。

これにより、令和元年度実績以上の実施回数となることを目標とします。

(1) 対面形式の年金セミナー実施

引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則中止としますが、教育機関から要請があり、感染防止対策の徹底が可能な場合に限り、実施することとします。

(2) 非対面形式の年金セミナー実施

① DVDおよび教育機関の設備を利用した年金セミナーについて

令和2年11月から、教育機関にセミナー用動画（DVD）を配付し、視聴いただく形式を実施しています。

セミナー用動画の内容は、「知っておきたい年金のはなし」を基にした一般的な内容となっています。

また、教育機関の設備を利用した年金セミナーも実施しています。

② Webオンライン形式による年金セミナーについて

令和3年度はWebオンラインツールによる年金セミナーを実施する予定としています。

当該形式により、感染のリスクを避け、対面形式と同様に質疑応答が可能となります。

また、現在札幌圏中心の活動である、地域年金推進員（※）のセミナーを、遠隔地の教育機関にもお届けできます。

（※）公的年金制度の仕組みや基本理念について正しい理解の普及を推進するため、令和2年度現在、北海道は教職員OB3名が担っている。

(3) 実施校拡大に向けた取組

① 関係機関への協力要請

令和3年6月、11月に北海道教育庁学校教育局及び北海道総務部学事課に対し、北海道厚生局長と札幌西地域代表年金事務所長の連名による協力要請を実施します。

V. 令和3年度の事業取組

②令和元年度 年金セミナー実施校へのアプローチ

令和元年度年金セミナー実施校に対し、電話によるアプローチを実施し、対面・非対面形式それぞれのメリットを説明し、継続した実施を依頼します。

③令和元年度 年金セミナー未実施校へのアプローチ

令和元年度年金セミナー未実施校に対し、非対面形式による年金セミナー開催方法の案内文書を送付します。また、電話等によりメリットを丁寧に説明し実施に向けたアプローチを行います。

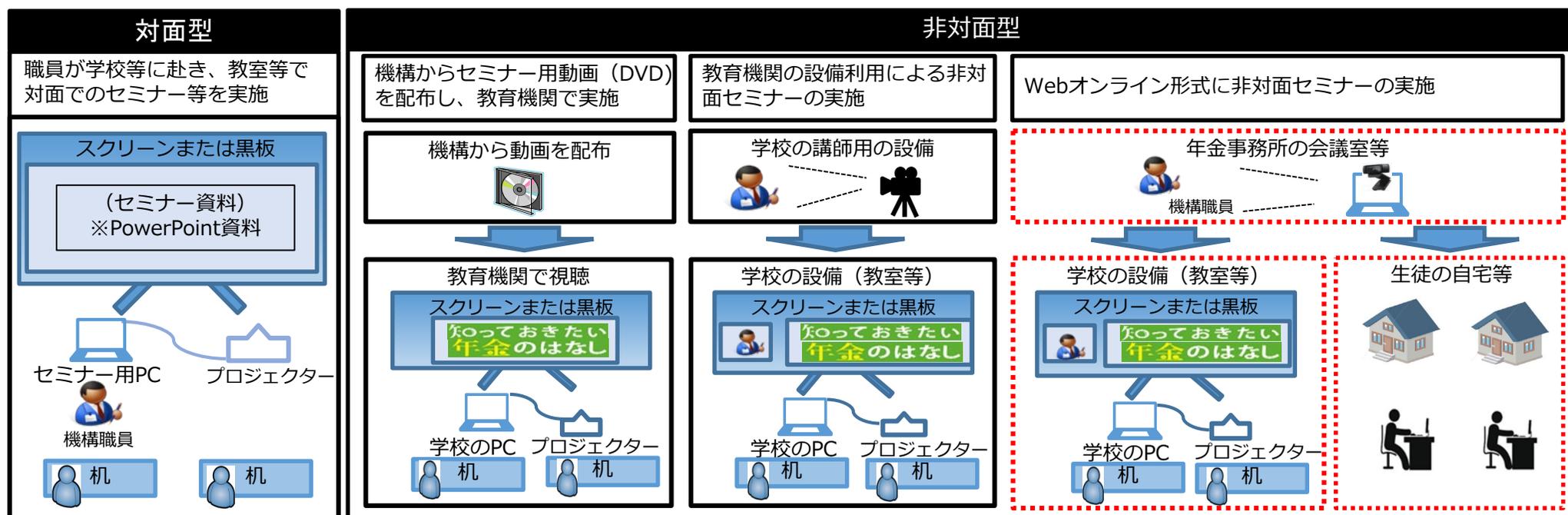
(4) 講師育成に向けた取組

外部講師による研修を企画し、各年金事務所のセミナー講師を育成します。

ご意見をいただきたい課題…

○オンライン形式の年金セミナーを実施するにあたって、課題点はどのようなものか。

【年金セミナーイメージ図】



V. 令和3年度の事業取組

3. 地域相談事業

遠隔地方にお住まい方の利便性確保のため、引き続き出張年金相談を実施します。
コロナ禍の状況を踏まえ、令和2年度と同様、実施回数及び方法の調整を図りながら実施します。

4. 年金委員活動支援事業

北海道における年金委員委嘱数は、平成31年4月時点の委嘱数から職域型約190名、地域型約90名の純増となっています。
令和3年度末までに職域型約290名、地域型約10名の純増が目標とされており、より効果的な施策を実施することで、委嘱拡大を図ります。

年金委員の活動支援については、オンライン形式を取り入れた年金委員研修や、年金委員向け情報誌「しらかば便り」を通じた具体的な活動依頼により、年金委員活動の活性化を図ります。

(1) 職域型の委嘱拡大

達成すべき目標委嘱数が大きいことから、令和2年度において事業所被保険者数「25人以下」、「26人以上50人以下」、「51人以上」に分類し、年金委員の割合が高かった51人以上の適用事業所に対して、委嘱勧奨を実施します。
更に、当該取組の効果検証を多角的に行うことで、より効果的な委嘱拡大勧奨を行います。

(2) 地域型の委嘱拡大

令和2年度内に目標委嘱数を達成する見込みではありますが、地域住民がより身近に年金相談ができることを目的として、民生・児童委員への勧奨を実施します。

(3) 年金委員の活動の活性化

① 年金委員への情報提供

年金委員向け情報誌「しらかば便り」を通じて、事業所内や地域において具体的な活動依頼を情報発信することで、活動活性化を図ります。

V. 令和3年度の事業取組

②年金委員研修の実施

オンライン形式による年金委員研修会を試行的に実施し、参加した委員から意見を集約することで、参加しやすい研修会の環境構築及び、研修内容のより一層の充実化を図ります。

ご意見をいただきたい課題…

○年金委員の委嘱拡大及び活動活性化に必要なものは何か。

5. 地域年金事業 運営調整会議

委員の皆様の勤務先等におけるインターネット接続環境及び機器（PC等）設置状況を確認し、実施時期及び方法について調整します。